

日本金属継手協会 競争法コンプライアンス規程

<目的>

第1条 日本金属継手協会（以下「本会」という。）は、本会の活動が、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）及び諸外国の競争法（以下双方併せて「競争法」という。）を十分に尊重し、競争法上の違反行為をしていると疑われる状況を作ることなく、日本の金属継手製造業全体の発展に寄与し続けることを目的とし、本規程を定める。

<適用範囲>

第2条 本規程は、すべての本会会員企業の役職員（以下「会員」という。）並びに本会の会長、専務理事及び事務局職員（臨時職員、契約職員、派遣職員等を含み、以下「本会職員」という。）の活動に適用される。

<禁止行為>

第3条 本会、本会職員及び会員は、本会の活動を通して、競争法に抵触する行為を行ってはならないものとする。

<責任者>

第4条 本会の競争法コンプライアンス統括責任者は会長とし、担当責任者を専務理事とする。担当責任者である専務理事は、本規程が適切に運用されるよう常に監視し、問題ある場合は会長及び理事会に報告しなければならない。

<会議及び会合における話題>

第5条 本会が主催する全ての会議（総会、理事会、委員会、ワーキングなど議長を定め、議事録に記録を残す会議）（以下「会議」という。）、及び、すべての会合（賀詞交歓会、懇親会、交流会、見学会など、会議以外で当会の活動とされる全ての会合）（以下「会合」という。）において、本会職員及び会員は、競争法上問題となるおそれのある議論及び意見交換等（会員個別の社内情報をはじめとする現在及び将来の市場価格に関する情報交換を含む。）を行わないものとする。

2 会議及び会合の開催にあたっては、本会職員はその目的に照らし競争法上問題となるおそれのあるものでないことを確認するものとし、参加する会員も参加にあたり、競争法上問題がない会議及び会合であることを確認し、参加するものとする。

<会議及び会合への本会職員の出席>

第6条 会議及び会合には、競合関係の有無にかかわらず会員のみでの接触を避けるため、原則として本会職員1名以上が参加するものとする。

2 本会職員が会議及び会合に参加できない場合は、出席会員の総意によって代表者を1名定

め、代表者が第8条に従うものとする。

<会議における議題・資料の事前確認>

第7条 会議の議長及び本会職員は、会議において予定される議題及び配布される資料について、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないかを事前に確認するものとする。

<会議及び会合において、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだ場合の措置>

第8条 会議において、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、議長及び本会職員は当該発言をした者に対して、発言を止めるよう注意を促すものとする。それにもかかわらず、発言者が発言を中止しなかった場合、議長及び本会職員は当該会議を終了させ、終了事由を議事録に残すものとする。また、会議終了後に、議長及び本会職員は会長又は専務理事に報告するものとする。

2 会合において、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、本会職員は、発言者の発言の中止を求め、中止されない場合には、会合を終了するものとする。その場合、本会職員は会長又は専務理事に報告するものとする。

<会議における出席者の役割>

第9条 会議の出席者は、会議の進行中において、他の出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合には、議長に対して発言者への注意を促す等、議長の議事進行を補佐するものとする。

<会議における議事録の作成・管理>

第10条 会議に出席した本会職員又は議長から指名された議事録作成者は、議事録を作成し、事務局がそれを保管するものとする。

<統計業務>

第11条 統計情報の収集・管理・提供業務（以下「統計業務」という。）は、専務理事が統括する事務局業務とし、本会職員を統計業務に係る責任者及び担当者たる職員（以下「統計担当者」という。）に指名し、会員の役職員は行わないものとする。

2 統計担当者は、会員から提供を受ける統計情報を機密事項として扱い、当該情報が外部に流出しないよう厳密な情報管理を行うものとする。

3 統計担当者が統計情報提供会員や本会職員に提供する統計情報は、競争法上の問題を惹起することのないように、以下の情報に限り提供するものとする。

①収集から比較的短時間で提供する速報性の高い情報については、概括的かつ具体的な個別会員の情報の特定及び抽出ができなくなる程度に集合化した情報のみを提供するものとする。

②個別会員の情報を含む情報については、一定期間を経過した情報のみを提供するものとし、現在又は将来の情報は提供しないものとする。

③ただし、会員がホームページ等で一般に公開し、誰もが容易に収集できる情報については、本会の統計担当者が情報を収集し、会員各社に提供することができるものとする。

<自主規格・基準等>

第12条 本会が制定する自主規格・基準等は、特定の事業者（非会員も含む）に対して、競争法上問題となり得る差別的な内容にしてはならないものとする。

2 本会は自主規格・基準等の利用を会員に強制するなど競争法上問題となる行為を行わないものとする。

3 本会は自主規格・基準等を制定するとき、会員から十分な意見聴取を行うとともに、必要に応じ、第三者等との間で意見交換又は意見聴取を行うものとする。

<本会職員の研修>

第13条 担当責任者は、本会職員に対して、競争法コンプライアンスに関する研修を必要に応じ実施し、各人の知識向上に努めるものとする。

<本規定の一般公開>

第14条 本会は、本規程をホームページに公開し、会員への周知徹底を図るものとする。

<違反処分及び再発防止>

第15条 本規程に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合、担当責任者は、事務局各部の協力を得て、その原因について調査・分析を行い、適切な再発防止策を講じるものとする。

2 会員が本規程に違反し重大な結果を引き起こした場合は、理事会において慎重に審議し、違反会員の意見を十分に聞いた上で、処分を行うことができるものとする。未然に防止された場合も必要に応じて審議し処分することができるものとする。処分の内容は都度協議して定めるものとする。

<本会職員の罰則>

第16条 本会職員が、本規程に違反する行為を行った場合は、就業規則にしたがって懲戒するものとする。

<規定の改廃>

第17条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

本規程は平成28年 5月 1日より施行する。